

スーパー定期「ハイクラス」

現在新規お取り扱いを終了しております。

(2012年11月12日現在)

1. 商品名 (愛称)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自由金利型定期預金 (M型)〈単利型〉〈複利型〉 (愛称: スーパー定期「ハイクラス」)
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人のお客さま ただし、当行が別途定める法人は、お取り扱いすることがあります。 (複利型は個人のお客さまのみとなります)
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定型方式 6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年 ※ただし、複利型は2年、3年、4年、5年となります。 ・ お預入時のお申し出により自動継続 (元金継続または元利金継続)のお取り扱いができます。
4. お預入方法 (1) お預入方法 (2) お預入金額 (3) お預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括してお預け入れいただきます。 ・ 3,000万円以上 ・ 1円単位
5. お支払い方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日に一括してお支払いします。なお、満期日が銀行休業日の場合は、翌営業日からのお支払いとなります。
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ お預入時もしくは自動継続時の当行が定める預入期間に応じたスーパー定期「ハイクラス」の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・ 適用利率は、預入期間別に設定します。 ・ 自動継続をご利用の場合、継続後の利率は預入期間に応じた継続日のスーパー定期「ハイクラス」の利率が適用されます。 <p>〈単利型〉の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [預入期間6ヵ月のもの] は、満期日に一括してお支払いします。 ・ [預入期間1年のもの] は、あらかじめ指定された下記A、B①またはB②のいずれかの方法によりお支払いします。 A 満期日に一括してお支払いします。 B① (3ヵ月ごとの中間利払いを指定した場合) 預入日から満期日の1ヵ月前の応当日の前日までの間に到来する預入日の3ヵ月ごとの応当日に中間利払いを行います。 中間利払いの利率は通帳記載の中間利払利率 (年利) とします。 B② (6ヵ月ごとの中間利払いを指定した場合) 預入日から満期日の1ヵ月前の応当日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月ごとの応当日に中間利払いを行います。 中間利払いの利率は通帳記載の中間利払利率 (年利) とします。 ・ [預入期間2年、3年、4年、5年のもの] は、あらかじめ指定された下記B①またはB②のいずれかの方法によりお支払いします。 B① (3ヵ月ごとの中間利払いを指定した場合) 預入日から満期日の1ヵ月前の応当日の前日までの間に到来する

(3) 計算方法	<p>預入日の3ヵ月ごとの応当日に中間利払いを行います。 中間利払いの利率は通帳記載の中間利払利率（年利）とします。 B②（6ヵ月ごとの中間利払いを指定した場合） 預入日から満期日の1ヵ月前の応当日の前日までの間に到来する 預入日の6ヵ月ごとの応当日に中間利払いを行います。 中間利払いの利率は通帳記載の中間利払利率（年利）とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各中間払利息の合計額を差し引いた利息の残額は、満期日に一括してお支払いします。 <p>〈複利型〉の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 満期日に一括してお支払いします。 <p>〈単利型〉の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 預入日から満期日の前日までの日数および約定利率により計算します。 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。 ただし、中間払利息の計算については、その計算期間（預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの期間）を実日数にかかわらず、3ヵ月ごと利払いの場合は4分の1年、6ヵ月ごと利払いの場合は2分の1年として計算します。 <p>〈複利型〉の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 預入日から満期日の前日までの日数および約定利率により計算します。 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算、かつ預入日から6ヵ月ごとの複利計算を行います。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> 個人のお客さま・・・20%の源泉分離課税（国税15%、地方税5%） ※2013年1月1日から2037年12月31日までは、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。 法人のお客さま・・・総合課税
8. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> いたしません。
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> マル優のお取り扱いはできません。 総合口座通帳をご利用のお客さまは、総合口座自動お借り入れ（当座貸越）の担保としてもご利用いただけます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を加えた利率となります）。
10. 中途解約（期限前解約）時のお取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約することはできません。ただし、当行がやむをえない理由があると認めた場合は、この限りではありません。 当行がやむをえない理由があると認めて満期日前に解約する場合は、【表1】の中途解約利率（小数点第3位以下切り捨て）により計算した利息とともに解約日にお支払いします。この場合において、解約日は解約の申入日（届出の印章により記名押印された当行所定の払戻請求書を当行が受け付けた日）の翌営業日とします。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と【表1】の中途解約利率により計算した利息額との差額を清算します。 一部解約のお取り扱いはできません。

11. 金利情報の入手方法	・窓口までお問い合わせください。
12. 当行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金は、預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ・この預金は、自由金利型定期預金（M型）規定ならびに自由金利型定期預金（M型）（愛称：スーパー定期「ハイクラス」）にかかる特約にもとづく定期預金です。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金規定等にもとづき、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、お客さまからのお申し入れによりお客さまのお借り入れと相殺ができます。 ・この預金は「通帳式」のみのお取り扱いとなります。 ・この預金はテレホンバンキングサービスおよびインターネットバンキングサービスのお取扱いはできません。

【表1】中途解約利率

預入日から満期日 までの期間 解約日までの 実際の預入期間	6ヵ月、 1年、2年	3年	4年	5年
6ヵ月未満	預入日の普通預金利率			
6ヵ月以上1年未満	約定利率×30%	約定利率×20%	約定利率×10%	約定利率×10%
1年以上1年半未満	約定利率×50%	約定利率×20%	約定利率×20%	約定利率×10%
1年半以上2年未満	約定利率×50%	約定利率×20%	約定利率×20%	約定利率×10%
2年以上2年半未満		約定利率×40%	約定利率×30%	約定利率×20%
2年半以上3年未満		約定利率×40%	約定利率×30%	約定利率×20%
3年以上4年未満			約定利率×60%	約定利率×40%
4年以上5年未満				約定利率×70%

※中途解約利率が預入日の普通預金利率を下回る場合には、預入日の普通預金利率を中途解約利率とさせていただきます。ただし、お預入後1ヵ月未満の中途解約の場合で、預入日の普通預金利率が解約日の普通預金利率を上回る時には、解約日の普通預金利率を適用させていただきます。